

統 計 調 査 の 概 要

1. 調査の目的

我が国の卸売・小売事業所を調査し、全国の事業所の分布状況、販売活動を把握し、商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2. 調査の根拠

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施されている。

3. 調査の期日

平成 19 年商業統計調査は、平成 19 年 6 月 1 日現在で実施した。

なお、この調査は昭和 27 年以降は 2 年ごと、昭和 51 年以降は 3 年ごと、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施することとしており、今回は本調査に当たる。

4. 調査の範囲

日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）「大分類 J 一 卸売・小売業」に属する公営・民営全ての事業所を対象とする。

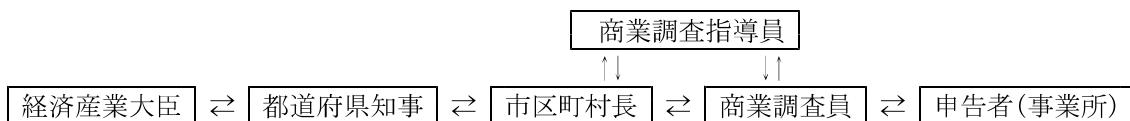
例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。また、有料の公園、遊園地、テーマパーク、駅の改札口内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設内にある別経営の事業所についても調査の対象とする。ただし、前述以外の劇場内、運動競技場内など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は、原則、調査の対象としない。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とする。

5. 調査の方法及び経路

① 事業所の管理責任者（申告義務者）が自ら記入する方法（自計方式）により調査した。

② 調査の経路は以下のとおり。



また、一部の指定事業所については、本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省又は都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式により調査した。



利 用 上 の 注 意

1. 用語の解説

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品{事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわら等）など}を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が別の場所で経営している自社製品の卸売事業所（主として管理的事務を行っている事業所を除く）
例えは、家電メーカーの支店・営業所が、自社製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 商品を卸し、かつ、同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業でなく卸売業とする。）
- ⑥ 代理商、仲立業の事業所。「代理商、仲立業」とは、主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所をいう。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所（修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。）
ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業{大分類 Q 一サービス業（他に分類されないもの）}となる。この場合、修理のために部品などを取り替えて、商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えは、菓子店・パン屋・弁当屋・豆腐屋・調剤薬局など。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所（官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。）

(4) 従業者

平成 19 年 6 月 1 日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいう。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- ② 「無給の家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。
- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。
- ④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 期間を定めずに雇用されている者
 - イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者
 - ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成 19 年の 4、5 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用されていた者

(5) 就業者

就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従事者」を除いたものをいう。

- ① 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で 1 か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- ② 「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。
- ③ 「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従事者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請けとして別経営の事業所の業務に従事している者をいう。

(6) 年間商品販売額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。

なお、年間商品販売額には消費税額を含む。

(7) 商品手持額

平成 19 年 3 月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）

(8) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、②店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の 50% 以上で行っている事業所をいう。

(9) 売場面積（小売業のみ）

平成 19 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(10) 営業時間（小売業のみ）

牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査していない。

(11) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査を行っていない。

①専用駐車場・・・自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。

②共用駐車場・・・他の事業所等と共に使用しており、その事業者単独で使用できる区画がになっていない来客用の駐車場をいう。

③収容台数・・・専用駐車場で満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

2. 記号及び注記

(1) この確報の産業分類は日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）による。

(2) 各表中、百分率で表示した数値及び金額については、四捨五入の関係で合計と内訳の計が一致しない場合がある。

(3) 統計表中の記号については、次のとおり。

① 「0.0」・・・端数四捨五入のため単位未満（0.05未満）

② 「▲」・・・減少又はマイナス数値

③ 「-」・・・該当数値なし

④ 「X」・・・当該事業所が1又は2に関する数値で、申告者の秘密保護のために秘匿したもので、箇所。事業所数が3以上に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。

(4) 「不詳」について

統計の表頭、表側中「不詳」とは、当該項目について調査をしていないことを表している。

① 「売場面積」については、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業に属する事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積のない事業所は調査をしていない。

② 「開店時刻・閉店時刻」及び「営業時間」については、牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所は調査していない。

(5) 地域振興局別の所管区域は下記のとおりである。

- ・鹿児島地域振興局・・・鹿児島市、日置市、いちき串木野市、三島村、十島村
- ・南薩地域振興局・・・枕崎市、指宿市、南さつま市、頬杖町、知覧町、川辺町
- ・北薩地域振興局・・・阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町
- ・姶良・伊佐地域振興局・・・大口市、霧島市、菱刈町、加治木町、姶良町、蒲生町、湧水町
- ・大隅地域振興局・・・鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町
- ・熊毛支庁・・・西之表市、中種子町、南種子町、上屋久町、屋久町
- ・大島支庁・・・奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

(6) 集計に用いた市町村区域は、調査日現在（平成 19 年 6 月 1 日）による。

なお、「調査結果の概要」及び「統計表」において、前回（平成 16 年）数値については、調査日現在の市町村に置き換えて集計及び増減率等の算出を行っている。

(7) 業態別統計の数値について

平成 19 年商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について、別表の「業態分類表」のとおり、業態区分の定義に従って再集計したものである。

(8) 商品（品目）別集計について（統計表第 10 表）

ある事業所の年間商品販売額が次のような場合、

商品分類番号	商 品 名	年間商品販売額
5 6 1 1 1	呉服・服地	800 万円
5 6 3 1 1	婦人服	300 万円
6 0 1 3 1	化粧品	700 万円
計		1800 万円

この事業所は、産業分類では年間商品販売額の最も多い（56111）呉服・服地小売業に格付けされ、事業所数 1、年間商品販売額 1800 万円として計上される。

産業分類	事業所数	年間商品販売額
5 6 1 1 1 呉服・服地小売業	1	1800 万円

一方、品目別では商品別に事業所数が計上され、延事業所数は 3 となる。

商品分類番号	事業所数	年間商品販売額
5 6 1 1 1	1	800 万円
5 6 3 1 1	1	300 万円
6 0 1 3 1	1	700 万円
計	3	1800 万円

3. その他

- (1) 前回値との比較については、直近の調査（平成 16 年）と比較している。ただし、「商品手持額」については平成 16 年調査では調査していないため、平成 14 年が前回調査となる。
- (2) この確報による調査結果は、本県独自の方法により集計したもので、経済産業省が公表している「平成 19 年商業統計表」とは相違することがある。
- (3) この報告書の数値を他に転載する場合は、「平成 19 年商業統計調査確報」による旨明記すること。

4. 問い合わせ先

〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県企画部統計課 商工業統計係

電話 099-286-2479